

国庫補助金を活用して観察・実験機器を整備してください



現在、文部科学省では

令和4年度

理科教育設備整備費等

補助金事業の受付中です

理科の授業は
理科室で!

令和4年度の理科教育設備整備費等補助金事業の手続き

📄 令和4年度事業計画募集

3月4日(金)
(文科省締切)

📄 内定通知

~3月下旬

📄 交付申請書提出

5月20日(金)
(文科省締切)

📄 交付決定通知

6月16日(木) 予定
(交付決定後、購入可)
交付決定後、理科実験
機器の整備ができます

令和4年度から、高等学校でも新しい学習指導要領がスタートします。

新学習指導要領では、多くの新たな観察実験機器が登場してきています。

また、令和5年度の理科設備整備計画も求められています。積極的に取り組んでください。

国庫補助金を活用して観察・実験機器の整備充実をお願いします。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

国庫補助金を活用して、理科観察・実験機器を充実させ、理科教育環境を整備してください

1. まずは理科室の観察・実験機器の点検をしましょう。 必要な理科観察・実験機器をリストアップしましょう。

足りない観察・実験機器や古い・使用できない観察・実験機器を点検・調査してください。

[令和3年度 理振協会調査結果により、次年度以降に整備したい観察・実験機器]

小学校
<ul style="list-style-type: none">電気の利用プログラミング学習セットデジタル気体チェッカー水のしみ込み方実験セットおんさ電子てんびん生物顕微鏡

中学校
<ul style="list-style-type: none">顕微鏡電子てんびん双眼実体顕微鏡デジタル顕微鏡力の合成・分解実験器示準化石標本

高等学校
<ul style="list-style-type: none">生物顕微鏡精密電子てんびん製氷機デジタル顕微鏡超音波洗浄器オートクレーブ

2. 使えない・古い観察実験機器を 廃棄して、理科室の整理をしましょう。

【参考 廃棄処分について】

- 理科観察・実験機器の廃棄処分については、自治体・学校法人の規則に基づいてください。
- 取得価格で単価50万円以上の理科観察・実験機器について、文部科学省財産処分制限期間を満たない場合は、文部科学省への「財産処分承認申請書」の手続きが必要です。
なお、取得価格で単価50万円以下の理科観察・実験機器の廃棄については、文部科学省への手続きは不要です。
- 廃棄をしたら、理科教育等設備台帳の廃棄欄に数量と金額を記載してください。

※文部科学省の財産処分制限期間

財産の名称・構造等	処分制限期間
電気機器及びガス機器	
テレビジョン・その他の音響機器	5年
冷房用又は暖房用機器	6年
電気冷蔵庫・その他これらに類する電気又はガス機器	6年
時計・試験機器及び測定機器	
時計	10年
度量衡器	5年
試験又は測定機器	5年
光学機器及び写真製作機器	
カメラ及び望遠鏡	5年
乾燥機・顕微鏡その他の機器	8年

理科教育設備整備等補助金事業の取り組みのお手伝いをします

理科教育設備整備等補助金（理振）申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2000以上の自治体・学校法人様にご参加いただきました。今年度も開催いたします。

- 久しく国庫補助を受けていないので手続きがわからない
- 久しく理科教育等設備台帳がメンテナンスされていない

など理振補助金に関するご質問がございましたら、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ ▶ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: **03-3294-0715** 📠 Fax: **03-3294-0716**

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル